

「短時間・有期雇用管理者」
「男女雇用機会均等推進者」 の選任・変更届
「職業家庭両立推進者」

令和 年 月 日

青森労働局長 殿

事業所名
所在地
代表者職氏名
主な事業内容

総労働者数 女 人 男 人
うち正社員数 女 人 男 人
うち短時間・有期雇用労働者数 女 人 男 人

この度、当社（事業所）では下記のとおり短時間・有期雇用管理者、男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者として（選任 ・ 変更 ）いたしますので、報告します。

記

●短時間・有期雇用管理者 （選任 変更）

事業所単位ですので、1事業所につき1人選任してください。

所属部課 役職名	(TEL)	(Eメール)
氏名		

●男女雇用機会均等推進者 （選任 変更）

企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課 役職名	(TEL)	(Eメール)
氏名		

●職業家庭両立推進者 （選任 変更）

企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課 役職名	(TEL)	(Eメール)
氏名		

－事業主のみなさんへ－

「短時間・有期雇用管理者」「男女雇用機会均等推進者」「職業家庭両立推進者」を選任しましょう。

- ★ パートタイム・有期雇用労働法では、常時 10 人以上のパートタイム・有期雇用労働者を雇用する事業所ごとに、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する事項等を管理する「短時間・有期雇用管理者」を選任するように努めなければならないと規定しています。
- ★ 男女雇用機会均等法に定める女性労働者の能力発揮促進のための事業主の積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進を図るため、人事労務管理の方針の決定に携わる方を「男女雇用機会均等推進者」として選任に努めていただくようお願いしています。
- ★ 育児・介護休業法では、事業主に対し、企業全体の雇用管理方針の中で仕事と家庭との両立を図るための取組を企画し、実施するという業務を担当する「職業家庭両立推進者」を選任するように努めなければならないと規定しています。
- ★ 選任・変更した場合は、この選任・変更届を青森労働局雇用環境・均等室あて提出してください。

《提出先・問い合わせ先》

青森労働局 雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎8階

TEL 017-734-4211

メールアドレス aomo-kokin02@mhlw.go.jp